

市立学校で発生した体罰事案について

堺市立学校において、児童に対する不適切指導（2件）があったため、令和4年10月12日（水）に「堺市体罰及びセクシュアル・ハラスメント問題調査庁内委員会」を開催し、いずれの事案も体罰事案として認定されました。

関係の保護者、児童の皆様に深くお詫び申し上げます。今回の事態を重く受け止め、教育委員会として体罰に対する教職員の認識を高め、今後このような事態を起こさないよう再発防止に取り組みます。

事案の概要等については、以下のとおりです。

（事案1（市立小学校の事案））

1 体罰事案の概要

令和4年9月15日（木）、被害児童と当該教諭が絵本を読んでいた際、絵本の中に出てくるサソリの真似をしながらじゃれ合っていた。その際、被害児童が当該教諭を叩くような行動をしてきたため、当該教諭は被害児童に「パンチをしない」と注意したが止まらなかった。そこで当該教諭は被害児童の両腕を抑えつけたが、その際、腕を絞めるような形となった。

2 事案発生後の対応

事案発生当日、本事案を目撃していた職員から校長に報告があり、校長が現場にいた別の職員に事実確認の聞き取りを行った。翌日9月16日（金）、校長と教頭が当該教諭に事実確認を行った。

令和4年9月20日（火）に校長が教育委員会に報告を行った。また同日、校長、教頭、当該教諭が、被害児童、保護者に説明と謝罪を行った。

3 被害児童の状況

被害児童にけがはなし。

4 今後の対応

- ・今後、教育委員会において、当該教諭の処分を検討します。
- ・研修等を行い、体罰に対する教職員の認識を高め、再発防止に取り組みます。

（事案2（市立小学校の事案））

1 体罰事案の概要

令和4年5月12日（木）、体育の授業時、体育大会の団体競技（台風の目）の練習中に被害児童が迫ってくる棒に対して、ふざけて「跳びこみ前転」のように跳びこんだ。それを見た当該教諭は腹を立て被害児童に「ふざけるな」と言って、しゃがんでいる被害児童の右臀部を右足で蹴った。

2 事案発生後の対応

事案発生当日、本事案を目撃していた学級担任から教頭に報告があり、教頭は校長に報告した。その後、教頭は当該教諭への聞き取り及び指導を行った。

翌日5月13日（金）に校長及び教頭で再度当該教諭に事実確認を行った。校長は、本事案は体罰の可能性があると認識し、教育委員会に報告する必要があると理解していたが、校長として当該教諭と関わって改善していきたいという思いから、教育委員会及び被害児童保護者に報告しないと判断した。

令和4年9月20日（火）に被害児童保護者から学校に本事案に対する問い合わせがあり、学級担任及び校長は、説明と謝罪を行った。

令和4年9月26日（月）に改めて当時の経緯を整理した上で、校長が教育委員会に報告を行った。

3 被害児童の状況

被害児童にけがはなし。

4 今後の対応

- ・今後、教育委員会において、関係職員の処分を検討します。
- ・全校園長に対し速やかに事案を周知し、改めて報告の徹底について指示します。
- ・研修等を行い、体罰に対する教職員の認識を高め、再発防止に取り組みます。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課: 教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課 電 話: 072-228-7436 ファックス: 072-228-7421
----------------------------	---